

莊園發達過程の一考察

田 井 啓 吾

一

莊園發達の問題に關しては、既に多くの研究がある。殊に近時の精細な研究の結果、莊園發達の種々の様相が明かにされて來た。更に進んでは、それ等の種々の様相を系統づけようとする試みもなされてゐる。

この小論は、これ等の從來の研究に於て比較的輕視されてゐた、買得・寄進・收奪等云はゞ莊地收得による莊園發達の過程が、莊園發達の上に於て占める意義を考へやうとするものである。

莊園發達の様相は多種多様であるが、その主流をなすものは、從來に於ては開發であると考へられてゐた。

今從來説かれてゐたところを要約すると次の如きものである。

大化改新によつて制定された班田制度は、早くも人口の増加或はその他の事情から行詰を來し、その打開の爲めに採用された墾田開發策は、結局墾田の永世私有の容認と云ふところまで進まねばなら

なかつた。そこで權門勢家或は寺院は、競つて荒野を點定し、隸屬民或は浪人の勞力を以て開發に没頭する様になつた。かくして開發された墾田が、莊園發達の主流をなすと説かれてゐたのである。

實際この様な開發の事實を示す史料が多々存する點からすれば、^①莊園の發達が、一方に於てはかかる過程をたどつたことは否めないところである。

① 日本上代寺院經濟史の研究(竹内理三)、一四四頁—一四五頁。

猶文次に列擧する史料も、浪人或は隸屬民による開發を示す。

(一) 東寺文書 目錄外久邇宮寄附 (京大所藏編年文書二所收) 承平二年十月廿五日、伊勢太神宮司解。

(二) 京大所藏東大寺文書、五一號、天喜五年十二月十九日、越後國石井莊前司解。

東大寺文書四十、1・24・129、天喜五年二月廿一日、越後國石井莊司兼算解。

(三) 醍醐雜事記卷第十三、長承元年九月廿三日、左辨旨下文。

(四) 東大寺文書一、1・1・9、保元二年五月日、東大寺三綱等陳狀。

〔彼九柱者、伊賀國玉瀧袖籠中、寺奴始開發。〕

○東大寺文書及び東大寺成卷文書の冊數及び號數は、すべて京大所藏の影寫本による。

二

けれども仔細に考へて見ると、かかる過程を以て莊園發達の主流とすることには、聊か疑問が存する。

先づ第一に注意されねばならないことは、當時の如き社會的技術的條件の下では、開發は、領主の

恣意のまゝに行はれうるものでなく、地方勢力と結びついて始めて行はれうると云ふことである。

東大寺領の越前國の諸莊の開發に當つて、足羽郡の大領生江臣東人が預つて力のあつたことは、既に指摘されてゐる。^①更にこれ等の諸莊の中、道守莊及び鳴野莊に於ては、田を灌漑する爲に溝を掘つたことがあつたが、それに要する勞力は「寺家并王臣已下百姓等」の間に求められたのであつた。^②この様な地方勞力の協力は、單に溝の開鑿に止らずに、恐らくは又その後の開墾にまで及んだであらう。^③

この様な事例は、開發が地方の事情を無視しては行はれえなかつたことを示すものであり、従つて又開發が必ずしも順調には行はれなかつたことを思はしめるものである。^④實際寺院の墾田或は莊と云はれてゐるものに就いて見ても、僅かの例外を除けば、比較的開墾が進んだ場合でも、見開と未開とが相半ばすると云ふ様な状態であつた。^⑤

第二に注意されねばならないことは、先にも述べたことがあるが、初期の莊園に於て、莊地の散在と云ふ現象が見られることである。

この莊地散在の現象は、先づ莊園の圓田化が屢々行はれたことから考へられる。莊園の圓田化の極めて早期の事例として、奈良朝の末期から次の二つを擧げることが出来る。

(一)東大寺領の越前國丹生郡、足羽郡、坂井郡の諸莊に就ては

右寺田、堺内、元來、犬牙、百姓口、分墾田、彼此零落、臨耕營時、寺家不便、百姓不安、今就便宜、

其口分田者、以寺家田相替、墾田者充寺稻價直所買、具件如前、以爲寺田已訖。^⑥

(二) 又同じく東大寺領の越前國坂井郡の寺田一百町に就ては、

去天平勝寶九歲、越前國坂井郡故大領外正六位上品治部公廣耳所進田壹伯町、從元零落、彼此秋收不便、因茲當授田時、論可相換山、國司守惠美薩雄答云、被太師宣、莫相換東大寺田者、國依宣旨、遂無聽許、今檢田籍、海邊百姓遠陸置口分、寺田交潮、傍相換無損、各有便益、而使并國司輒不得施行、望請、廣耳所進、班給百姓、其代聚爲寺田、仍具錄事狀、謹請官裁、謹解。^⑦

莊園の圓田化は、平安朝の初期に入つても猶依然として行はれ、東寺領の伊勢國大國莊、觀世音寺領の筑前國碓井封田^⑧に於て、それ〴〵圓田化が行はれてゐる。この様に莊園の圓田化が屢々行はれたのは、莊園の莊地が散在してゐたからであつた。

更に莊地散在の現象は、寺領田島を勘録するに當つて、坪付が重せられたことから考へられる。

弘福寺が水主内親王の施入にかゝる大和國廣瀨郡の水陸田、莊家、死山を勘録するに當つて、僧綱所は「田島條里可注言」^⑨きことを命じてゐる。この様に寺領田島の勘録に當つて坪付が重せられたのは、寺領田島が散在してゐて、四至を現はすことが無意味であつたからに外ならぬ。従つて當時の寺領莊園を四至を以て現はす時には、その四至の中に他領が介在することになる。東大寺領の伊賀國板蠅柚に

就いて

此四至内敢有他人所領、然而百姓口分并私田地、他人所領亦巨多也

と云はれてゐるが如く、初期の莊園の四至の中には、他領が介在することが多かつたのである。¹⁰⁾

以上述べた所から、初期の莊園は一圓地の型態で存在せずに、散在の型態で存在したことが明かにされる。所でかくの如く莊地が散在してゐることは、莊園が、領主の大規模な開墾によつて發達したのではなくて、小規模な土地の收得によつて發達したことから説明され得るとされてゐるのである。

かくて、莊園發達の主流が開發にあるとする考へをそのまま承認することは、困難であるかの如くに思はれてくる。

① 奈良朝時代 寺院經濟の研究(竹内理三)、二二七頁—二三〇頁。
に於ける

こゝに述べられてゐるところを重複するところもあるが、いさゝか私見を述べて見る。

(一) 越前國坂井郡桑原莊

天平勝寶七年五月三日の桑原莊券第一(大日本古文書四所收)によれば、桑原莊としての收入は

① 九町の賃稻七二〇束(町別八〇束)

② 九町の租稻一三五束(町別一五束)

の合計八五五束であつた。そこで東大寺としては、若し生江臣東人から四七〇八束の稻を受けなければ、雜用稻四四七七束六把を支出することは出来なかつたことになる。而かもこの雜用稻の中二三〇〇束は二三町の開田の費用に宛てられてゐるのであるから、この開墾は、一つに生江臣東人の力によるものと云はねばならない。

更に又この文書によれば、東大寺は、既に天平勝寶六年二月七日及び同五月十四日の二回に互つて、東大寺の田使會彌乙麻呂一人が莊務に携る事を禁じて、曾彌乙麻呂と生江臣東人の二人で莊務を擔當する様に命じたことを知るのである。以て東大寺が、桑原莊の開發及びその後の經營に當つて生江臣東人の協力を度外視しえなかつたことを、見るべきである。

(二)越前國足羽郡道守莊

道守莊に於ては、生江臣東人が直接開墾に協力した史料はない。けれども生江臣東人が、道守莊の發達に重要な役割を演じたことは次に述べる所から明かである。

天平神護二年十月十九日の越前國足羽郡大領生江臣東人解(大日本古文書五所收)によれば、生江臣東人は、未だ郡領に任ぜられない時に私の功力を以て溝を治開し、かくして治得した田を東大寺功德料として進上したことを知るし、又天平神護二年十月廿一日の越前國司解(大日本古文書五所收)によれば、同じく生江臣東人が、道守村の田の中に犬牙してゐる墾田七町一段三百五十四歩を功德分に進めたことを知るのである。

更にこの道守莊に於て注意されることは、生江臣東人の系統の宇治知麻呂なるものが、道守莊の目代となつてゐることである。天平神護二年十月十九日の越前國足羽郡大領生江臣東人解(大日本古文書五所收)によれば

一宇治知麻呂事

右、依田使僧等牒、東人私誂件人、水守充奉已訖

とあつて、生江臣東人が宇治知麻呂を私に勸誘して、道守莊の「水守」としたことが分る。次いで天平神護二年十月廿日の越前國足羽郡少領阿須波臣東麻呂解(大日本古文書五所收)によれば、東大寺道守野莊が勅旨田の灌漑用水を妨げるとの訴を受けた國府は、「喚草原郷人宇治智麻呂進」ことを命じてゐる。即ち宇治知麻呂は、道守莊の「水守」として、この水争ひの引合ひに出されたのである。この宇治知麻呂が、天平神護三年二月廿二日の物部古麻呂解及び同三月二日の道守臣息虫女解(共に大日本古文書五所收)には、道守莊目代として署名してゐる。

以上述ぶるところによつて、東大寺が、道守莊の經營に當つても亦、生江臣東人の協力に負ふ所が頗る多かつたことが見

られると思ふ。

② 天平神護二年十月十日、越前國足羽郡司解(大日本古文書五所收)。

③ 有名な養老七年の三世一身法によれば、新たに溝池を造つて開墾したものは三世の間私有することを許され、舊い溝池を造つて開墾したものは一身の間私有することを許されたのである。これによれば、溝の開墾と田地の開墾とは、連続した事業であることが明かだ。

又天平寶字元年十一月十二日の越前國使等解(大日本古文書四所收)にも、桑原莊に就いて、「上件開堀溝者、見開可吉田、殘野可開、二箇年」と云はれてゐる。

④ 天平神護二年十月廿一日の越前國司解(大日本古文書五所收)に

「越前國田使僧勝緯等狀云、去天平寶字五年、巡察使并國司等、割取寺家雜色供分之田、給伯姓等、又雖乞溝墾處、無所判許、加以、郡司伯姓等、捉打寺田使、堀塞寺溝墾、水不通、荒地不少者、」

とある。地方の協力が得られなかつた場合には、かくの如き有様だつたのである。

更に開墾が順調に行はれなかつたことを示す史料として、次ぎの二つが擧げられる。

(一) 類聚三代格卷十六、延暦十七年十二月八日、太政官府

「自今以後更立嚴科、不論有官符賜及舊來占買、並皆收還、公私共之、墾田地者、未開園間、所有草木亦令共採」

(二) 續日本後紀、承和五年八月壬辰

「勅、五畿内七道諸國、勅旨並親王以下、寺家所占墾田地、未開之園、公私共利」

⑤ (一) 天平十九年二月十一日の大安寺伽藍緣起並流記資財帳(大日本古文書二所收)によれば、天武天皇元年及び聖武天皇天平

十六年に施入された墾田の開墾状態を知りうるのである。その中で、天武天皇元年に施入された伊勢國の墾田の開墾状態に就いて見れば、員辨郡に於ては墾田惣面積の六分が、三重郡・奄美郡・飯野郡に於ては同じく約三割五分が、開墾されてゐるに過ぎない。

(二) 天平勝寶九年二月一日の越前國田使解(大日本古文書四所收)によると、桑原莊に於ては、野地九六町二段 一六歩の中、約四割五分の四二町が開墾されてゐた。尤もその中の九町七段は荒になつてゐるので、この場合に於ても、實際に賃租されたのは残りの三二町三段である。

(三) 東大寺領の越中の諸莊に就いては、天平寶字三年十一月十四日、天平神護三年五月七日、神護景雲元年十一月十六日の三通(大日本古文書四、五所收)の莊園惣券がある。これによつて見れば、越中國の諸莊の中には、例へば杵名蛭莊、成戸莊、丈部莊の如く、非常に開墾の進んだ莊もあるが、猶越中國の莊全體としては、見開と未開とが相半ばすると云ふ様な状態である。

猶越中國の諸莊の開墾状態に關しては、奈良朝時代に於ける寺院經濟の研究(竹内理三)、二二二頁―二三五頁の表に就いて瞭然と見られる。

⑥ 天平神護二年十月廿一日、越前國司解(大日本古文書五所收)。

⑦ 天平神護二年十月廿一日、越前國坂井郡田籍(大日本古文書五所收)。

⑧ ⑦の文書の中に「彼此零落」とか「從元零落」とかある「零落」の意味に就いては、令義解田令第九に凡應還公田、皆令主自量、爲一段退、謂一段者猶一處也、退者還也、不得零疊割退、先有零者聽とあるによれば、散在と云ふ意味であることが分る。

猶莊園の圃田化が行はれる法的な根據は、令義解田令第九に

凡有交錯田、兩主求換者、經本部、判聽除附

とあるによるもの、如くである。

⑨ (一) 東寺文書禮、一之十二、承和十二年九月十日、民部省符。

(二) 東大寺成卷文書五、48―イ、長和三年二月十九日、筑前國符。

⑩ 天平二十年二月十一日、弘福寺三綱牒(大日本古文書三所收)。

⑩ 東大寺文書三、1・1・15⁵、康保元年九月廿五日記

同じく莊園の四至内に他領が介在してゐたことを示す史料としては

(一) 京都御所東山御文庫記録乙五十三、宸翰掛引繼第十九番(大日本史料第一編之九、天曆元年六月廿六日條所收)、正中二年正月日、大案寺領近江國淵莊雜筆言上狀

「而不依四至守町段、可領知之條、定法也、況如號天慶四至墾民部卿注文者、非公驗之上、彼四至内、權門勢家領多以相交」

(二) 東寺百合文書下、四十六―六十、長保四年二月十九日、珍皇寺牒

「抑有諸國諸寺并權門勢家莊園、又其四至之内、公私田畠、多也」

等が擧げられる。又この外に

(一) 石清水文書ニ、永延元年十二月九日、宮崎宮塔院牒

「右件莊立之後、經冊餘年、四至之内、公田不交」

(二) 東大寺文書三十七、1・21・11、長元二年閏二月十三日、東大寺牒

「隨即四至之内、無相交公田」

(三) 東寺百合文書并、廿八―卅八、永久三年四月廿五日、東寺政所下文

「右件莊、爲往古寺領、敢不交公田」

(四) 東大寺文書十三、1・4・50―3、永治元年十月廿九日、東大寺牒

「當莊元是一圓之地、寧四至之内、相交他領哉」

とあることから考へれば、適くに、當時の莊園の四至の中に他領が介在した場合の多かつたことが推測される。

こゝに於て、從來莊園の發達を考へるに當つて比較的輕視されてゐた、買得・寄進・收奪等云はゞ莊地收得による莊園發達の過程を考へ直して見る必要となつて來る。

莊園發達のかゝる過程は、早くから見られるもので、既に令制に於ても

凡官人百姓、並不得將田宅園地、捨施及賣易與寺

と制定せられてゐる。^①

しかしながら、莊園發達のかゝる過程が、著しい進展を示すのは、天平十五年に於ける墾田の永世私有の容認以後のことである。この墾田の永世私有の容認は、ともかくも、天下の諸人をして競つて墾田をなさしめることになつた。^②けれども前述の如く、權門勢家或は寺院による大規模な開墾は遅々として進まなかつた。が一方、地方土豪或は農民が「隨便」^③つて開墾した小規模な墾田の普及を、見逃すことが出來ない。それは、天平神護元年に「貧窮百姓、無暇自存」との理由を以て開墾が禁止された時にも、猶「當土百姓一二町者、亦宜許之」^④とされたことから推測される。莊地收得に際してその主たる對象となつたものは、云ふまでもなく、背後に權力を持たなかつたこれ等の地方土豪或は農民の墾田である。奈良朝時代に於ける寺院による墾田買得の事例は、枚舉に遑がない。^⑤

かくて墾田の永世私有が容認された天平十五年から僅か三年後の天平十八年三月には

凡寺家買地、律令所禁、比年之間、占買繁多、於理商量、深乖憲法、宜令京及畿内嚴加禁制

と令せられ、續いて五月には、諸寺が競つて百姓の墾田及び園地を買つて永く寺地とすることが禁せられる。^⑥と云ふ様な事態に立ち至つたのである。この様な事態に立ち至つたことに就いては、寺院が、何等かの困難をともしなふ開發を、而かも自己の負擔に於て遂行するよりも、寧ろ現在開發されてあるところの土地を收得する方を撰んだのではないか、と云ふ様なことが考へられる。とにかく、天平十五年の墾田の永世私有の容認は、農民に私有の權利を與へると同時に、又處分の權利をも與へたと云ふ點に、その意義を有するものとされねばならない。

莊園發達のかゝる過程は、平安朝の初期に入つても依然として進展してゐた。かゝる過程を阻止しようとする法令が屢々發布されたことは、却つてかゝる過程の阻止し難かつたことを示すに過ぎない。平安朝初期の史料の中から、墾田の賣券を拾ふことは決して困難ではない。弘福寺領の尾張國の寺田に於ては、天平十四年、天平勝寶七年、寶龜四年の田圖には無圖と注されてゐた坪々が、延暦五年の田圖以來川原寺田と注される様になつた。^⑦又東大寺領の因幡國高庭莊に於ては、天平勝寶七年及び寶龜四年の田圖には、公田、乘田、口分田、或は百姓治田と注せられてゐた坪々の多くが、弘仁十四年及び嘉祥三年の田圖には、源寛治田、藤原繩主治田或は藤原藤繼治田と注されてゐる。^⑧以て平安朝の初期に於ける莊地收得の状況の一斑を知ることが出来る。

殊にかゝる過程の進展に於て、平安朝の初期を奈良朝から區別するものは、平安朝の初期に至つて

益々著しくなつて來るところの、土地收奪の事實である。勿論この土地收奪の事實は、既に奈良朝に於ても存在した。^⑩けれども弘仁年間に、田地を占めるに當つて一に町段を定め四至に依つてはならぬといとされたことは、^⑪當時に於て、「勅施入田地四至内、豈可有私地耶」と云ふ様な理由の下に行はれる四至内の土地收奪が、漸く著しくなつて來たことを思はしめるものである。

更にこの土地收奪の強行を物語るものに、寛平八年四月二日の四通の太政官符がある。今その中から當面の問題に關するものを左に掲げる。

(一) 權貴の家が勢に乘じ威を挾んで、或は莊家の側近と稱して平民の田地を妨げ、或は賣買和ずして三四十町を占領し、或は事を負累に寄せて五六の載券を責取る。(類聚三代格卷十五)

(二) 百姓が荒田閑地を請けてその一部分の開墾を完了してゐるのにも不拘、諸院・諸宮・王臣家は、三年不耕の地と稱して、その土地全體を奪ひ取る。(類聚三代格卷十六)

① 令義解、田令第九。

② 續日本紀、天平神護元年三月丙申。

③ 類聚三代格卷十五、弘仁二年正月廿九日、太政官符。

④ 續日本紀、天平神護元年三月丙申。

⑤ (一) 奈良朝時代寺院經濟の研究(竹内理三)、一六五頁。
に於ける

(二) 法制史上よ 日本農民の生活 律令時代上(瀧川政次郎)、一二九頁—一三〇頁。

⑥ 續日本紀、天平十八年三月戊辰及び同年五月庚申。

⑦ (一) 類聚三代格卷十九、延暦二年六月十日、太政官符

「自今以後、私立道場、及將田宅園地、捨施並賣易與寺、主典以上解却見任、自餘不論蔭贖、決杖八十」

(二) 類聚三代格卷十九、延暦十四年四月廿七日、太政官符

「禁、凡下百姓、將田宅園地、賣買與寺事」

⑧ 東寺文書禮、一之十二、天長二年十一月十二日、尾張國牒

⑨ 正倉院文書(大日本史料第一編之三、延喜五年十一月二日條所收)、延喜五年九月十日、因幡國高庭莊券第二。

⑩ 奈良朝時代寺院經濟の研究(竹内理三)、三一四頁―三二五頁。

⑪ 類聚三代格卷十五、弘仁二年二月三日、太政官符。

⑫ 東寺文書禮、一之十二、天慶五年四月廿五日、東寺傳法供家牒

四

莊地收得による莊園發達の過程がこの段階に進み入ると共に、莊園は急速に擴大するに至る。成る程荒野の占定も亦、或る意味では無限に擴大しえた。けれどもそれが實際に開墾された場合の少なかつたことからすれば、無限に擴大しえた荒野の占定から起る問題は、入會地の喪失に起因する農民の自然經濟の破綻が中心であつて、莊園の擴大には及ばないのである。かくの如くにしてもたらされた莊園の急速な擴大に直面するに及んで、遂に延喜二年三月十三日に至つて、一系列の太政官符が發せられて莊園の第一回の整理が行はれることになつた。^①

この一系列の太政官符の内容とする所は、結局、諸院・諸宮・王臣家が、百姓の田地舎宅を買取すること、及び閑地荒田を占請することの停止に盡きるのである。而かもこの様な内容を持つ太政官符が、莊園整理令と見做されたのは、^⑤實に官符中に云ふところの百姓の田地舎宅の買取の停止が、上述の如くにして急速に擴大しつゝあつた莊園を阻止しようとするものであつたからに外ならない。

以上の如き考察が許されるならば、從來莊園の發達を考へるに發つて比較的輕視されてゐた莊地收得による莊園發達の過程が、莊園發達の上に於て決定的な意義を占めるものとされるであらう。

① 類聚三代格に收める延喜二年三月十三日の七通の太政官府は、律令制の維持を意圖したものと、莊園の整理を意圖したものと二つのグループに分けられる。後者に屬するものは、山川蘆澤の占圃の禁制、民の私宅を假つて莊家と號し稻穀を貯積することの禁斷、勅旨田・百姓の田地舎宅の買取・閑地荒田の占請の停止、等の太政官符である。

② このことは、その後の莊園に於て、莊園の構立が格前であるか格後であるかが問題にされたことによつて明である。

(一) 權記(大日本史料第二編之三、長保二年八月四日條所收、長保二年八月四日戊申。

「志摩守善通、稱有除供御所以外、可禁止院宮家莊園之宣旨、徵責勸學院莊、件莊依爲格前之處、代々無如此之責、加以於此院事、縱雖非理、猶可迴標議、況於格前領、何有禁止乎、」

(二) 東大寺文書三十九、1・24・98、天喜五年十月十日、美濃國司解

「件莊等者、或除祖帳格前處、或官省符處也」